

令和2年度補正予算

小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別対応型＞

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症が事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に取り組む事業者への重点的な支援を図る。

補助率	補助対象経費の3分の2以内（例：補助対象経費120万円の場合、補助額80万円）									
補助上限額	<p>最大100万円※対象事業の要件あり</p> <p>（例：補助対象経費150万円以上の場合、補助額は上限の100万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・即時交付申請可能（上限50%）2/18まで遡及可能 ・共同事業の場合、1事業者×100万（上限1,000万円）※即時交付申請不可 									
補助対象者	<p>(1) 小規模事業者であること（業種ごとに「常時使用する従業員数」で判断します。）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>業種</th> <th>常時使用する従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>商業・サービス業（下記除く）</td> <td>5人以下</td> </tr> <tr> <td>宿泊業・娯楽業</td> <td>20人以下</td> </tr> <tr> <td>製造業その他</td> <td>20人以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※会社役員・個人事業主本人及び同居の親族従業員等は「常時使用する従業員」に含めません。また、雇用期間や所定労働時間によりパートタイム労働者等も含めない場合があります。</p> <p>（注1）医師・歯科医師・助産師，系統出荷による収入のみである個人農業者・林業者・水産業者，協同組合等（企業組合・協業組合を除く），医療法人，NPO法人，社会福祉法人（他）は補助対象外となります。</p> <p>なお、申請時点で「開業届」を出していない創業予定者も補助対象者にならないためご注意ください。</p> <p>（注2）事業内容が射幸心をそそるおそれがあること、または公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなるおそれがあるものは補助対象外となります。</p> <p>(2) 商工会の管轄地域内で事業を営んでいること（商工会議所管轄の事業者はお近くの商工会議所へお問合せ下さい。）</p> <p>(3) 持続的な経営に向けた経営計画を策定していること</p> <p>(4) 本事業において、受付締切日の前10か月以内に、先行する受付締切回で採択・交付決定を受けて、補助事業を実施した者でないこと</p> <p>(5) 暴力団であったり、暴力団に関与したりしていないこと等</p>		業種	常時使用する従業員数	商業・サービス業（下記除く）	5人以下	宿泊業・娯楽業	20人以下	製造業その他	20人以下
業種	常時使用する従業員数									
商業・サービス業（下記除く）	5人以下									
宿泊業・娯楽業	20人以下									
製造業その他	20人以下									
募集期間	<p>受付開始：令和2年5月1日（金）</p> <p>受付締切 ＜第1回＞令和2年5月15日（金）必着</p> <p>＜第2回＞令和2年6月5日（金）必着</p> <p>※第2回受付締切以降も複数回の締切を設ける予定。</p>									
補助対象となり得る販路開拓等の取り組み（例）	<ul style="list-style-type: none"> ● 新商品を陳列するための棚の購入 ● 新たな販促用チラシの作成・送付 ● 新たな販促用PR(Web広告など) ● 新たな販促品の調達・配布 	<ul style="list-style-type: none"> ● ネット販売システムの構築 ● 国内外の展示会出展，商談会参加 ● 新商品の開発 ● 店舗改装（不動産購入に該当するものは不可） 								
その他	<p>ただし、補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致すること。</p> <p>A：サプライチェーンの毀損への対応</p> <p>B：非対面型ビジネスモデルへの転換</p> <p>C：テレワーク環境の整備</p> <p>一般型とコロナ対応型の同時申請は不可</p> <p>第1回締切において応募している事業者がコロナ対応型に応募した場合、申請は可能だがコロナ対応型で採択された場合は、一般型の取り下げを行う必要がある。</p> <p>（一般型公募事業の交付規程・様式第5「補助事業の中止（廃止）申請書の提出」）</p>									

- 熊本県商工会連合会のホームページ www.kumashoko.or.jp に公募要領を掲載しております。
- 詳しくは最寄りの商工会もしくは熊本県商工会連合会にお問い合わせください。